

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年8月20日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	香川県
3. 市区町村名	観音寺市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.kanonji.kagawa.jp/soshiki/2/715.html

執行機関名 観音寺市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	観音寺市子ども医療費助成に関する条例(平成20年6月30日条例第27号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		観音寺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第1の項 観音寺市子ども医療費助成に関する条例(平成20年6月30日条例第27号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	観音寺市子ども医療費助成に関する条例(平成20年6月30日条例第27号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て児童は、児童の権利に関する条例の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第一条 この条例は、乳幼児及び児童生徒(以下「子ども」という。)の医療費の一部をその保護者に助成することにより、子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		観音寺市子ども医療費助成に関する条例 乳幼児医療費支給事業県費補助金交付要綱